

佐賀県告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があつた。

平成二十四年六月十九日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字山浦字水梨甲二六八一の一、甲二六八一の二、甲二六八二の二から甲二六八二の四まで、甲二六八三の三、甲二六八三の四、甲二六八三の七、甲二六八五の二、甲二六八八の四、甲二六八八の八、甲二六八九の二、甲二六八九の四、甲二六九〇の一、甲二六九〇の二、甲二六九一の二四、甲二六九五、甲二六九九、甲二七一一、甲二七一三の二、甲二七一三の六、甲二七二二の一、甲二七二二の四、甲二七二二の六、甲二七二二の八、甲二七二五、甲二七三〇の三、甲二七四三の一、甲二七四三の二、甲二七四四の二、甲二七六一の一〇、甲二七六三の二から甲二七六三の五まで、甲二七六八の三、甲二八一六、甲二八二三の三、甲二八四一の三、甲二八七六の二、甲二八七九の二、甲二九〇五、甲二九一二の四、甲二九一四の二、甲二九二〇、甲二九二三の二、甲二九二八の二、甲二九二八の三、甲二九三〇、甲二九四三、甲二九四五の二、甲二九四六の一、甲二九四七の一、甲二九四七の二、甲二九五九の三、甲二九六二、甲二九六八の二、甲二九六九の二〇〇、甲二九七三、甲二九七七の四、甲二九八三の一、甲二九八五の一、甲二九八六、甲二九八八、甲二九九三の一から甲二九九三の三まで、甲二九九五、甲三〇〇〇の一、甲三〇〇〇の二、甲三〇〇〇の三、甲三〇〇一、甲三〇〇七、甲三〇一〇の一、甲三〇一〇の二、甲三〇一四の一、甲三〇一四の二、甲三〇一七の二、甲三〇二二の一から甲三〇二二の四まで、甲三〇二三の一、甲三〇二五、甲三〇三〇の一、甲三〇三〇の二、甲三〇三一の三、甲三〇四一、甲三〇四五の三、

甲三〇四六の一、甲三〇四六の五、甲三〇四六の六、甲三〇五四、甲三〇五
六の三、甲三〇五六の四、甲三〇五七、甲三〇五九、甲三〇六二の一から甲
三〇六二の三まで、甲三〇六三の一から甲三〇六三の四まで、甲三〇六四、
甲三〇六五の一から甲三〇六五の四まで、甲三一〇五、甲三一〇六、甲三一
〇七の三、甲三一〇八の三、甲三一一一の一、甲三一一一の二、甲三一一三
の二、甲三一一四の一、甲三一一五の三、甲三一一六の一、甲三一一七の三、
甲三一一八の二、甲三一二一、甲三一二二の六、甲三一二二の七、甲三一二
六、甲三一二七の三、甲三一二八の一、甲三一二八の八、甲三一一三〇の一か
ら甲三一一三〇の三まで、甲三一二三四の六、甲三一二三五の二、甲三一二三五の三、
甲三一二三五の五、甲三一二四一、甲三一二四三、甲三一一五六、甲三一一五九の三、
甲三二一八の七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町
に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備
課及び鹿島市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)